

賃金債権保障法

[施行 2018. 10. 16]

[法律第 15850 号、2018. 10. 16、一部改正]

雇用労働部（退職金福祉課）044-202-7563

HP－法令 40

第 1 章 総則（改正 2007. 12. 27）

（目的）

第 1 条 この法律は、景気変動及び産業構造変化等により事業を継続することができず、又は企業の経営が不安定であることから、賃金等を支給されることができずに退職した勤労者等に対して、その支給を保障する措置を講じることにより、勤労者の生活安定に資することを目的とする。（改正 2015. 1. 20）

[条文改正 2007. 12. 27]

（定義）

第 2 条 この法律で使用する用語の意義は、次のとおりとする。（改正 2010. 1. 27）

1. 「勤労者」とは、「勤労基準法」第 2 条による勤労者をいう。
2. 「事業主」とは、勤労者を使用して事業を行う者をいう。
3. 「賃金等」とは、「勤労基準法」第 2 条・第 34 条及び第 46 条による賃金・退職金及び休業手当をいう。
4. 「報酬」とは、「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律」第 2 条第 3 号による報酬をいう。

[条文改正 2007. 12. 27]

（適用範囲）

第 3 条 この法律は、「産業災害補償保険法」第 6 条による事業又は事業場（以下「事業」という。）に適用する。ただし、国家及び地方自治体が直接遂行する事業は、この限りでない。

（条文改正 2007. 12. 27）

第 3 条の 2 [削除]

[従前の第 3 条の 2 は第 4 条に移動（2007. 12. 27）]

（準用）

第 4 条 賃金債権保障関係には、「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律」（以下「保険料徴収法」という。）第 3 条、第 5 条第 4 項・第 5 項、第 6 条第 2 項から第 4

項まで及び第 8 条を準用する。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 3 条の 2 から移動、従前の第 4 条は第 5 条に移動 (2007. 12. 27)]

第 5 条 (国庫の負担) 国家は、毎会計年度予算の範囲内でこの法律による賃金債権保障のための事務執行に係る費用の一部を一般会計で負担しなければならない。 [条文改正 2007. 12. 27]

[第 4 条から移動、従前の第 5 条は第 6 条に移動 (2007. 12. 27)]

(賃金債権保障基金審議委員会)

第 6 条

(1) 第 17 条による賃金債権保障基金の管理・運用に関する重要事項を審議するために、雇用労働部に賃金債権保障基金審議委員会 (以下「委員会」という。) を置く。 (改正 2010. 6. 4)

(2) 委員会は、勤労者を代表する者、事業主を代表する者及び公益を代表する者で構成するものとし、それぞれ同数とする。

(3) 委員会の組織及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 5 条から移動、従前の第 6 条は第 7 条に移動 (2007. 12. 27)]

第 2 章 賃金債権の支給保障 (改正 2007. 12. 27)

(未払い賃金等の支給)

第 7 条

(1) 雇用労働部長官は、事業主が次の各号のいずれか一つに該当する場合において、退職した勤労者が支給されることができなかった賃金等の支給を請求したときは、第三者の返済に関する「民法」第 469 条にかかわらず、その勤労者の未支給賃金等を事業主に代わって支給する。

(改正 2010. 6. 4, 2014. 3. 24, 2015. 1. 20)

1. 「債務者回復及び破産に関する法律」による回復手続き開始の決定がある場合
2. 「債務者回復及び破産に関する法律」による破産宣告の決定がある場合
3. 雇用労働部長官が、大統領令で定める要件及び手続きにより、未支給賃金等を支給する能力がないと認める場合
4. 事業主が勤労者に未支給賃金等を支給すべき旨の次のいずれか一つに該当する判決、命令、調整又は決定等がある場合
 - カ. 「民事執行法」第 24 条による確定した終局判決
 - ナ. 「民事執行法」第 56 条第 3 号による確定した支給命令
 - ダ. 「民事執行法」第 56 条第 5 号による訴訟上の和解、請求の認諾等確定判決と同じ効力を持つこと

- ラ. 「民事調整法」第 28 条による成立した調整
- マ. 「民事調整法」第 30 条による確定した調整に替える決定
- バ. 「小額事件審判法」第 5 条の 7 第 1 項による確定した履行勧告決定
- (2) 前項により雇用労働部長官が事業主に代わって支給する賃金等（以下「替当金」という。）の範囲は、次の各号のとおりとする。ただし、大統領令で定めるところにより、同項第 1 号から第 3 号までの規定による替当金の上限額及び同項第 4 号による替当金の上限額は勤労者の退職当時の年齢等を考慮して別に定められるものとし、替当金が少額である場合には支給しないことができる。（改正 2010. 6. 4, 2011. 7. 25, 2015. 1. 20）
1. 「勤労基準法」第 38 条第 2 項第 1 号による賃金及び「勤労者退職給与保障法」第 12 条第 2 項による最終 3 年間の退職給与等
 2. 「勤労基準法」第 46 条による休業手当（最終 3 カ月分に限定する）
- (3) 勤労者が同じ勤務期間又は同じ休業期間について第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による替当金を支給されたときは、同項第 4 号による替当金は支給せず、同号による替当金を支給されたときは、当該金額を控除して同項第 1 号から第 3 号までの規定による替当金を支給する。（新設 2015. 1. 20）
- (4) 替当金の支給対象になる勤労者及び事業主の基準は、大統領令で定める。（改正 2015. 1. 20）
- (5) 事業場の規模等雇用労働部令で定める基準に該当する勤労者が第 1 項により替当金を請求する場合は、雇用労働部令で定める公認労務士から替当金請求書作成、事実確認等に関して支援を受けることができる。（新設 2010. 5. 25, 2010. 6. 4, 2015. 1. 20）
- (6) 雇用労働部長官は、勤労者が前項により公認労務士から支援を受けた場合は、それにかかる費用の全部又は一部を支援でき、支援金額及び具体的な支給方法等に関する事項は、雇用労働部令で定める。（新設 2010. 5. 25, 2010. 6. 4, 2015. 1. 20）
- (7) その他の替当金の請求及び支給等に必要な事項は、大統領令で定める。（改正 2010. 5. 25, 2015. 1. 20）

[条文改正 2007. 12. 27.]

[第 6 条から移動、従来第 7 条は第 8 条に移動<2007. 12. 27.>]

※第 2 項で定義されている「替当金」（체당금）は、条文中で「替當金」という漢字表記が添えられているものであるので、日本語にはない単語ではあるが、そのまま用いることとした。「賃金等代位弁済金」といった意義であるといえる。

（未払い賃金等の事業主融資）

第 7 条の 2

- (1) 雇用労働部長官は、事業主が一時的な経営上の困難等雇用労働部令で定める理由により勤労

者に賃金等を支給することができなかつた場合は、事業主の申請により、未払い賃金等を支給するために必要な費用を融資することができる。 (改正 2015. 1. 20)

(2) 前項による融資金額は、雇用労働部長官が当該勤労者に直接支給しなければならない。

(3) 未払い賃金等費用の融資の具体的な基準、金額、期間及び手続き等は、雇用労働部令で定める。

[本条新設 2012. 2. 1]

(未支給賃金等の請求権の代位)

第 8 条

(1) 雇用労働部長官は、第 7 条により勤労者に替当金を支給したときは、その支給した金額の限度でその勤労者が当該事業主に対して未支給賃金等を請求できる権利を代位する。

(改正 2010. 6. 4)

(2) 「勤労基準法」第 38 条第 2 項による賃金債権優先返済権及び「勤労者退職給与保障法」第 12 条第 2 項による退職給与等債権優先返済権は、前項により代位される権利に存続する。

(改正 2011. 7. 25)

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 7 条から移動、従前の第 8 条は第 9 条に移動 (2007. 12. 27)]

(事業主の負担金)

第 9 条

(1) 雇用労働部長官は、第 7 条により未支給賃金等を代わって支給するために要する費用に充当するために、事業主から負担金を徴収する。

(改正 2010. 6. 4)

(2) 前項により事業主が負担しなければならない負担金は、その事業に従事する勤労者の報酬総額に 1 千分の 2 の範囲内で委員会の審議を経て雇用労働部長官が定める負担金比率を乗じて算定した金額とする。

(改正 2010. 1. 27、2010. 6. 4)

(3) 報酬総額を決定することが困難な場合は、保険料徴収法第 13 条第 6 項により告示する労務比率により報酬総額を決定する。

(改正 2010. 1. 27)

(4) 請負事業の一括適用に関する保険料徴収法第 9 条は、第 1 項の負担金徴収に関して準用する。この場合は、同法第 9 条第 1 項ただし書き中「公団」は「雇用労働部長官」とみなす。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 8 条で移動、従前第 9 条は第 10 条に移動 (2007. 12. 27)]

(負担金の軽減)

第 10 条 雇用労働部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する事業主については、前条による負

担金を軽減することができる。この場合において、その軽減基準は、雇用労働部長官が委員会の審議を経て定める。 (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

1. 削除 (2014. 3. 24)
2. 「勤労基準法」又は「勤労者退職給与保障法」により退職金をあらかじめ精算して支給した事業主
3. 法律第 7379 号勤労者退職給与保障法付則第 2 条第 1 項による退職保険等に加入した事業主、「勤労者退職給与保障法」第 3 章による確定給与型退職年金制度、同法第 4 章による確定寄与型退職年金制度又は、同法第 25 条による個人型退職年金制度を設定した事業主
4. 「外国人勤労者の雇用等に関する法律」第 13 条により外国人勤労者出国満期保険・信託に加入した事業主

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 9 条から移動、従前の第 10 条は第 11 条に移動 (2007. 12. 27)]

(受給権の保護)

第 11 条

- (1) 替当金を支給される権利は、譲渡し、差し押さえ、又は担保として提供できない。

(改正 2015. 1. 20)

- (2) 替当金の受領は、大統領令で定めるところにより、委任することができる。
- (3) 未成年者である勤労者は、独自に替当金の支給を請求することができる。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 10 条から移動、従前の第 11 条は第 12 条に移動 (2007. 12. 27)]

(退職の証明等)

第 12 条

- (1) 第 7 条により替当金の支給を受けようとする者は、退職を証明する書類及びその他の雇用労働部令で定める書類を雇用労働部長官に提出しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 事業主は、勤労者が前項の書類を要求したときは、その要求に従わなければならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 11 条から移動、従前の第 12 条は第 13 条に移動 (2007. 12. 27)]

(未払賃金等の確認)

第 12 条

- (1) 賃金等を支給されることができなかつた勤労者は、「法律救助法」第 22 条の法律救助支援手続き等による訴えの提起のために必要な場合において、雇用労働部長官に未払賃金等及び未払事業主等を証明する書類の交付を申請することができる。
- (2) 前項による申請があった場合は、雇用労働部長官は、勤労監督事務処理過程で確認された未

払賃金等及び未払事業主等を証明する書類を同項の勤労者又は「法律救助法」第8条による大韓法律構造公団に交付することができる。

(3) 前項による書類の交付手続き及び交付方法等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。

[条文改正 2015. 1. 20.]

(財産目録の提出命令)

第13条

(1) 雇用労働部長官は、第7条により勤労者に替当金を支給しようとする場合は、大統領令で定めるところにより、当該事業主に財産関係を具体的に明らかにした財産目録の提出を命じることができる。 (改正 2010. 6. 4)

(2) 前項による財産目録の提出命令を受けた事業主は、特別な理由がないときは、7日以内に雇用労働部長官に財産関係を具体的に明らかにした財産目録を提出しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 12. 27]

[第12条から移動、従前の第13条は第14条に移動 (2007. 12. 27)]

第13条の2 [削除]

[従前の第13条の2は第15条に移動 (2007. 12. 27)]

(不当利得の還収)

第14条

(1) 雇用労働部長官は、偽り又はその他の不正な方法により第7条及び第7条の2第1項により替当金又は融資金を受けようとした者は、大統領令で定めるところにより、申請した替当金又は融資金の全部又は一部を支給又は融資しないことができる。

(改正 2010. 6. 4、2012. 2. 1、2014. 3. 24)

(2) 雇用労働部長官は、第7条及び第7条の2第1項により替当金又は融資金を既に受けた者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、大統領令で定める方法により、その替当金又は融資金の全部又は一部を還収しなければならない。 (新設 2014. 3. 24)

1. 偽り又はその他の不正な方法により替当金又は融資金を受けた場合

2. その他の誤って支給された替当金又は融資金がある場合

(3) 前項により替当金の返還を要求する場合は、雇用労働部令で定める基準により、偽り又はその他の不正な方法により支給された替当金に相当する金額以下の金額を追加して徴収することができる。 (改正 2010. 6. 4、2014. 3. 24)

(4) 前2項の場合において、替当金の支給又は融資が偽りの報告・陳述・証明・書類提出等偽計の方法によるものであったときは、その行為をした者は、替当金又は融資金を受けた者と連帯して第2項による返還責任を負う。 (改正 2012. 2. 1、2014. 3. 24、2015. 1. 20)

[条文改正 2007. 12. 27]

[題名改正 2014. 3. 24]

[第 13 条から移動、従前の第 14 条は第 16 条に移動 (2007. 12. 27)]

(報奨金の支給)

第 15 条 偽り又はその他の不正な方法により替当金が支給された事実を地方雇用労働官署又は捜査機関に申告し、又は告発した者に対しては、大統領令で定める基準により報奨金を支給できる。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 13 条の 2 で移動、従前第 15 条は第 17 条に移動 (2007. 12. 27)]

(準用)

第 16 条 この法律による負担金及びその他の徴収金の納付及び徴収 (替当金の返還要求を含む。) に関しては、保険料徴収法第 16 条の 2 から第 16 条の 11 まで、第 17 条から第 19 条まで、第 19 条の 2 及び第 20 条、第 22 条の 2、第 22 条の 3、第 23 条から第 25 条まで、第 26 条の 2、第 27 条、第 27 条の 2、第 27 条の 3、第 28 条、第 28 条の 2 から第 28 条の 7 まで、第 29 条、第 29 条の 2、第 30 条、第 32 条から第 37 条まで、第 39 条及び第 50 条を準用する。この場合において、「保険加入者」は「事業主」と、「保険料」は「負担金」と、「保険」は「賃金債権保障」と、「保険事務」は「賃金債権保障事務」と、「公団」又は「健康保険公団」は「雇用労働部長官 (この法律第 27 条によりその権限を委託された場合にあつては、勤労福祉公団又は健康保険公団をいう。)」と、「概算保険料」は「概算負担金」と、「保険年度」は「会計年度」と、「保険関係」は「賃金債権保障関係」と、「保険料率」は「負担金比率」と、「確定保険料」は「確定負担金」と、「「雇用政策基本法」第 10 条による雇用政策審議会又は「産業災害補償保険法」第 8 条による産業災害補償保険及び予防審議委員会」は「委員会」と [それぞれ] みなす。

(改正 2009. 10. 9、2010. 1. 27、2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 14 条から移動、従前の第 16 条は第 18 条に移動 (2007. 12. 27)]

第 16 条の 2 [削除]

[従前第 16 条の 2 は第 19 条に移動 (2007. 12. 27)]

第 3 章 賃金債権保障基金 (改正 2007. 12. 27)

(基金の設置)

第 17 条 雇用労働部長官は、第 7 条による替当金の支給に充当するために、賃金債権保障基金 (以

下「基金」という。)を設置する。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 15 条から移動、従前の第 17 条は第 20 条に移動 (2007. 12. 27)]

(基金の造成)

第 18 条

(1) 基金は、次の各号の財源により造成する。

1. 第 8 条による事業主の弁済金
2. 第 9 条による事業主の負担金
3. 次項による借入金
4. 基金の運用から生じる収益金
5. その他の収入金

(2) 雇用労働部長官は、基金を運用するために必要であるときは、基金の負担により、金融機関等及び他の基金等から借入れることができる。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 16 条から移動、従前の第 18 条は第 21 条に移動 (2007. 12. 27)]

(基金の用途)

第 19 条 基金は、次の各号の用途に使用する。 (改正 2015. 1. 20)

1. 替当金の支給及び誤って納付した金額等の返還
2. 第 7 条第 5 項による公認労務士助力〔の援助に対する〕費用支援
3. 第 7 条の 2 による未払い賃金等の支給のための事業主融資
4. 第 27 条により業務を委託された者に対する出捐
5. 借入金及びその利子の償還
6. 賃金等未払い予防及び清算支援等賃金債権保障制度に関連した研究
7. 「法律構造法」による大韓法律救助公団に対する出捐。ただし、賃金等が未払いとなった勤労者に関する法律救助事業支援に限る。
8. その他の賃金債権保障事業の基金の管理・運用

[条文改正 2012. 2. 1]

第 19 条の 2 [削除]

[従前の第 19 条の 2 は第 23 条に移動 (2007. 12. 27)]

(基金の管理・運用)

第 20 条

- (1) 基金は、雇用労働部長官が管理・運用する。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 基金の管理・運用等に関しては、「産業災害補償保険法」第 66 条第 2 項から第 4 項まで、第 67 条から第 69 条まで及び第 71 条を準用する。この場合において、同法中「保険給与」は「替当金」と、「保険料収入」は「負担金収入」とみなす。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 17 条で移動、従前第 20 条は第 24 条に移動 (2007. 12. 27)]

(会計年度)

第 21 条 基金の会計年度は、政府の会計年度による。 [条文改正 2007. 12. 27]

[第 18 条から移動、従前の第 21 条は第 25 条に移動 (2007. 12. 27)]

第 4 章 補則 (改正 2007. 12. 27)

(報告等)

第 22 条 雇用労働部長官は、大統領令で定めるところにより、この法律を適用される事業の事業主及びその事業に従事する勤労者等関係当事者に対して、次の各号の事項のために必要な関係書類の提出を要求することができる。 (改正 2010. 6. 4)

1. 基金の管理・運用
2. 替当金の支給

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 19 条から移動、従前の第 22 条は第 26 条に移動 (2007. 12. 27)]

(関係機関等に対する協力要請)

第 23 条

(1) 雇用労働部長官は、第 7 条による未払い賃金等の支給、第 7 条の 2 による未払い賃金等の事業主融資、第 8 条による未支給賃金等の請求権の代位、第 14 条による不当利得の還収等この法律による業務を遂行するために、次の各号のいずれか一つに該当する資料の提供又は関係コンピュータ・ネットワークの利用 (以下「資料提供等」という。) を当該各号の者に対してそれぞれ要請することができる。この場合において、資料提供等を要請された者は、正当な理由がない限りその要請に従わなければならない。

(改正 2010. 6. 4, 2016. 1. 27, 2017. 7. 26, 2018. 10. 16)

1. 法院行政処長に対して、未払い事業主、不当利得者及び連帯責任者 (以下「未払い事業主等」という。) の財産に関する建物登記事項証明書及び土地登記事項証明書
2. 行政安全部長官に対して、未払い事業主等の住民登録謄本・抄本
3. 国土交通部長官に対して、未払い事業主等名義の不動産及び自動車・建設機械・船舶・

航空機・ヨット等財産資料（登録原簿を含む。）

3の2. 海洋水産部長官に対して、未払い事業主等名義の船舶資料（登録原簿を含む。）

3の3. 関係中央行政機関の長に対して、被監督機関である共済組合の未払い事業主等名義の出資証券資料

4. 国税庁長に対して、未払い事業主等名義のゴルフ会員券、無体財産権（特許権、著作権等）、書画、骨董品、営業権に関する資料

5. 地方自治体の長に対して、未払い事業主等の財産に関する地方税課税証明書、一般建築物台帳、土地（林野）台帳

6. 「法律救助法」第8条による大韓法律救助公団の理事長に対して、勤労者及び未払い事業主等における未払い賃金等に関する訴訟、保全処分、強制執行等民事裁判手続きに関係した書類（訴状、申込書、判決文、決定文等の書類を含む。）

7. 「国民健康保険法」第13条による国民健康保険公団の理事長に対して、未払い事業主に
関する健康保険・国民年金・産業災害補償保険・雇用保険の保険料納付

8. 「勤労者退職給与保障法」第26条による退職年金事業者に対して、替当金請求勤労者の
退職年金加入の有無、加入期間、積立金額又は負担金額、支給金額等退職年金に関する
情報資料（替当金支給対象期間に限る。）

9. 「保険業法」による保険会社に対して、替当金請求外国人勤労者の出国満期保険・信託
及び保証保険加入及び納入資料（替当金支給対象期間の情報に限る。）

(2) 前項による協力を要請された関係機関又は団体は、特別な理由がない限り協力しなければならない。
(改正 2016. 1. 27)

1. 未払い事業主、替当金請求勤労者、不当利得者(連帯責任者を含む)の人的事項

2. 使用目的

3. 提供要請資料の目録

(3) 第1項により提供される資料については、手数料及び使用料等を免除する。(新設 2016. 1. 27)

[条文改正 2007. 12. 27]

[第19条の2で移動、従前第23条は第27条に移動 (2007. 12. 27)]

(個人情報保護)

第23条の2

(1) 雇用労働部長官は、前条第1項各号の資料の提供を要請するに当たっては、業務に必要な最小限の情報のみ要請しなければならない。

(2) 雇用労働部長官は、前条第1項各号の資料利用に当たっては、セキュリティー教育等事業主又は勤労者等の個人情報に関する保護対策を準備しなければならない。

(3) 雇用労働部長官は、前条第1項第8号及び第9号による資料の提供を要請する場合には、事前に情報主体の同意を得なければならない。

- (4) 雇用労働部長官は、前条第1項各号の資料利用に当たっては、未払い賃金等の支給、未支給賃金等の請求権の代位等の目的を達成した場合は、直ちに破棄しなければならない。
- (5) 前条第1項各号の個人情報は、雇用労働部又は雇用労働部長官から権限を委任された機関において、同項各号以外の部分本文による業務を担当する者のうち当該機関の長から個人情報取り扱いの承認を受けた者のみ取り扱うことができる。
- (6) 賃金債権保障業務に従事し、又は従事したことのある者は、業務遂行と関連して知り得た事業主又は勤労者等の情報を漏洩し、又は他の用途に使用してはならない。
- (7) 第2項によるセキュリティー教育等の個人情報保護対策の準備、第3項による情報主体に対する事前同意の方法、第4項による目的を達成した情報の破棄の時期及び方法、第5項による個人情報取り扱いの承認の手続き等に必要な細部の事項は、雇用労働部長官が定める。

[本条新設 2016. 1. 27]

(検査)

第24条

- (1) 雇用労働部長官は、この法律を施行するために必要であると認めるときは、関係公務員によりこの法律を適用される事業場に立ち入り、関係書類を検査し、又は関係者に質問させることができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 前項により立ち入り・検査を行う公務員は、その権限を示す証票を携行し、これを関係者に示さなければならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第20条から移動、従前の第24条は第28条に移動 (2007. 12. 27)]

(申告)

- 第25条 事業主がこの法律又はこの法律による命令に違反する事実があるときは、勤労者は、その事実を勤労監督官に申告し、是正のための措置を要求することができる。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第21条から移動、従前の第25条は第29条に移動 (2007. 12. 27)]

(消滅時効)

第26条

- (1) 負担金及びその他のこの法律による徴収金を徴収し、又は替当金・負担金を返還させる権利は、3年間行使しないときは時効により消滅する。
- (2) 前項による消滅時効に関しては、この法律に規定されたもののほかは、「民法」による。
- (3) 消滅時効の中断等に関しては、保険料徴収法第42条及び第43条を準用する。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 22 条で移動、従前第 26 条は第 30 条に移動 (2007. 12. 27)]

(権限の委任・委託)

第 27 条 この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を地方雇用労働官署の長に委任し、又は「産業災害補償保険法」による勤労福祉公団及び「国民健康保険法」による国民健康保険公団に委託することができる。

(改正 2010. 1. 27、2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 23 条から移動 (2007. 12. 27)]

第 5 章 罰則 (改正 2007. 12. 27)

(罰則)

第 28 条の 2 第 23 条の 2 第 6 項に違反した者は、10 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。

[本条新設 2016. 1. 27]

(罰則)

第 28 条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

(改正 2012. 2. 1、2014. 3. 24)

1. 偽り又はその他の不正な方法により替当金を支給され、又は第 7 条の 2 による融資を受けた者
2. 偽り又はその他の不正な方法により替当金を支給され、第 7 条の 2 による融資を受けることができるように虚偽の報告・証明又は書類提出をした者
3. 正当な理由なく第 13 条による財産目録の提出を拒否し、又は虚偽の財産目録を提出した者

(2) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

(新設 2014. 3. 24)

1. 不当に第 7 条による替当金又は第 7 条の 2 による融資を受けるために、虚偽の報告・証明又は書類提出をした者
2. 他の者に第 7 条による替当金又は第 7 条の 2 による融資を受させるために、虚偽の報告・証明又は書類提出をした者

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 24 条で移動 (2007. 12. 27)]

(両罰規定)

第 29 条 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して第 28 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。

[条文改正 2009. 1. 7]

(過怠金)

第 30 条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、500 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

1. 削除 (2015. 1. 20)

2. 正当な理由なく第 22 条による関係書類の提出要求に従わなかつた者又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者

3. 正当な理由なく第 24 条第 1 項による関係公務員の質問に対して返事を拒否し、又は検査を拒否し・妨げ、若しくは忌避した者

(2) 前項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する

(改正 2010. 6. 4)

(3) 削除 (2012. 2. 1)

(4) 削除 (2012. 2. 1)

(5) 削除 (2012. 2. 1)

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 26 条から移動 (2007. 12. 27)]

付則 (法律第 5513 号、1998. 2. 20)

(1) (施行日) この法律は、1998 年 7 月 1 日から施行する。

(2) (適用例) 未支給の賃金及び退職金の支給に関する第 6 条第 1 項の規定は、この法律の施行以後その支給理由となる破産等の理由が発生した場合から適用する。

(3) (他の法律の改正) (略)

付則 (法律第 6334 号、2000. 12. 30)

(1) (施行日) この法律は、2001 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項の改正規定は、

2001年7月1日から施行する。

- (2) (替当金支給範囲に関する適用例) 第6条第1項及び第2項の改正規定は、この法律の施行後その支給理由が発生した替当金から適用する。
- (3) (休業手当の上限額に対する経過措置) 第6条第2項の改正規定により支給する休業手当は、2001年6月30日までの間は、各1月分が退職当時の勤労者の年齢に応じて次の各号の金額をそれぞれ超過できない。
1. 30歳未満である者：56万ウォン
 2. 30歳以上45歳未満である者：70万ウォン
 3. 45歳以上である者：84万ウォン

付則（法律第11277号、2012.2.1）

この法律は、公布後6カ月が経過した日から施行する

付則（法律第12528号、2014.3.24）

(施行日)

第1条 この法律は、公布後6カ月が経過した日から施行する。ただし、第10条第1号の改正規定は公布の日から施行する。

(不当利得の還収に関する適用例)

第2条 第14条第2項の改正規定は、この法律の施行後最初に替当金又は、融資金を支給されることになる場合から適用する。

付則（法律第15850号、2018.10.16）

この法律は、公布の日から施行する